

8 事業所からよくある質問（障害児通所支援）

No	質問項目	質問内容	回答	備考
1	送迎加算について	送迎の場所について「事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要がある」と定められているが、書面で残す必要があるか。	障害児相談支援事業所が作成する「障害児支援利用計画」若しくは各事業所が作成する「個別支援計画(通所支援計画)」に記載すること。 また、送迎加算を算定した日の運転記録、送迎を実施した児童の名前等、送迎の実績記録を残しておくこと。	
2	送迎加算について	児童発達支援管理責任者が送迎してもよいのか。	児童発達支援管理責任者の業務について、送迎をしてはいけないと規定はされていないため送迎を実施しても現状指導や減算の対象とはならない。 ただし、児童発達支援管理責任者の業務は、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」において①児童発達支援計画の作成、②障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助をおこなうこと、③他の従業者に対する技術指導及び助言と定められているため、これらの業務に支障をきたさないようにすること。	直接処遇職員(児童指導員等)が送迎バスに添乗することによりサービス提供時間の前後に事業所内に直接処遇職員が1名配置になったとしても「児童を受け入れる体制」が整っているとして差し支えない。(通常2人配置されていないと基準違反)(平成27年3月31日厚生労働省Q&A)
3	定員超過について	定員を超過して受け入れてもよいのか。	1日でも、やむを得ない場合を除いて定員を超過してはいけない。 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所の人員、設備及び運営に関する基準第39条にて定員の厳守が定められている。 「やむを得ない事情」とは災害、虐待、障害児の個別の事情(医療的ケア児の受け入れ先が他にない)などである。 定員を超過して受け入れている事業所については、定員の変更申請を行うよう指導し、指導に従わなければ勧告を行う。勧告に従わなければ指定取り消しになる場合もある。 →定員を超える利用要望があり、事業所がそれに応えるのであれば、定員を10人から20人にするといった対策をすること。	定員超過利用減算(3か月平均して定員の125%を超過)に該当しない超過(110%など)であれば問題ないと解釈している事業所が稀にある。
4	学校休業日の取り扱い	卒業式に出校する学年と学校が休みの学年がある。学校が休みの学年の利用者については休業日の扱いでよいのか。	学校が休みの学年の利用者については、休業日の扱いでよい。	休業日は学校教育法施行規則第61条62条63条で示されている。 ただし、一部の学年のみ出校する場合の取り扱いはない。 学区等の違いにより、通学日と休業日の者が混在する日については、個々に通学日と休業日の単価で請求することしており、今回の卒業式についても同様に個々の通学日と休業日の単価で請求してよいものとする。 夏休み中の出校日については、名古屋市、豊田市では夏休み中の出校日は全学年休業日扱いとしている。愛知県では学校休業日か否か各教育委員会に確認して判断するよう事業所に伝えている。
5	開所時間について	児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型。週5日営業日の中、火曜日、木曜日、土曜日は1日児童発達支援のみ実施し、水曜日と金曜日は午前児童発達支援、午後放課後等デイサービスを実施する形は認められるか。	認められる。多機能型の場合、基本報酬で算定となるサービス提供時間の考え方は午前児童発達支援、午後放課後等デイサービスを実施したとしても合計の時間をそれぞれのサービス提供時間として算定してよい。	
6	従業員の変更について	加算は変わらないが、人の入れ替えがあった時は変更の手続きが必要か。	本市の取り扱いとして、基本報酬、加算に影響しない従業員の変更(新規雇用、退職等)については変更届の提出を求めている。ただし、この取り扱いは今後見直す可能性があるため、現時点での対応としてお伝えする。(見直しをする場合は各事業所に連絡)また、従業員の入れ替わりや人数が変わることで運営規定、重要事項説明書等に変更が生じる場合は変更届が必要となる。管理者、児童発達支援管理者の変更は届出が必要です。	毎年4月に市内全事業所に体制届を提出してもらい、すべての従業員の資格等を確認しているため。
8	個別支援計画の作成について	サービス提供開始時に作成していないといけないのか。利用開始し、様子を見てアセスメントを実施し作成することは認められないのか。	個別支援計画の作成の時期について明記はされていないが、事業所は個別支援計画に沿って療育を提供するものであるため、利用開始前に作成されることが望ましい。ただし利用開始後に作成されたからといってサービス提供ができないものではない。 サービス提供月内に個別支援計画(保護者のサイン入り)が作成されていない場合は、個別支援計画未作成減算の対象となる。サインがあれば印鑑は不要。	愛知県も同様の対応。

9	個別支援計画の作成について	6月に1回以上見直しが必要とあるが、4月10日に作成した場合、10月9日までに作成すれば良いとの考え方でよいか。	日単位ではなく月単位で計算する。4月に作成された場合9月をもって6月経過となるため9月中に新しい個別支援計画を作成することが必要。	愛知県は月単位、名古屋市は日単位で正確に半年を図っている。名古屋市は個別支援計画をサービス提供日以前に作成していないといけな。
10	事業所の共有について	事業所として活用していない時間帯に事業所を貸出し、他法人が放課後等デイサービス運営することは可能か。	事業所内を他法人に貸し出す際に、利用者の個人情報を保管した書庫やデータが入ったパソコンが置かれた部屋を除くことができなと思われる。その場合、事務室を共有していてもなくても建物の占有性の観点と個人情報保護の観点から認められない。	愛知県障害福祉課に確認。個人情報保護の観点から認められないとの回答有り。
11	30分未満でのサービス提供について	請求の実績報告において、30分のサービス提供時間の日に基本報酬を請求している事実を確認した。	30分未満のサービス提供は原則基本報酬を受けることはできない。急病等で30分未満のサービス提供となった場合は欠席時対応加算を申請すること。	
12	個別支援計画の作成について	リモートで保護者と面談してもよいか。	リモートで面談してもよいが、個別支援計画には保護者のサインをもらう必要がある。	
13	特別支援加算について	①特別支援加算の対象となる理学療法士等は非常勤でも認められるか。 ②理学療法士等が作成した計画に沿った支援を実施するのであれば理学療法士等が不在の日に保育士、児童指導員が実施しても加算は算定できるか。	①常勤要件が示されていないため非常勤でも認められる。 ②「特別支援を行うに当たっては、児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画を作成し、当該特別支援計画に基づくこと」と記載されているのみであるため大府市(愛知県と同じ)としては保育士、児童指導員が実施したのも算定可能としている。	・個別支援計画に日常生活動作、運動機能等の訓練が必要と記載されていることが必要。 ・愛知県としては認めているが厚生労働省に確認する必要がある。すでに加算を算定している事業所(わかばの杜)があるため解釈を変える場合は一定期間の猶予を持って変更する必要がある。
14	休業日の扱いについて	不登校児を受け入れる際に、学校休業日と扱ってよいか。	放課後等デイサービスは就学している児童に対してサービスを提供する。(不登校児が学校に所属している前提で回答) 学校休業日は学校が休業日と定めた日。よって個人の理由で学校を休んだ日は、学校休業日とならないため学校休業日として取り扱うことはできない。	
15	営業時間の延長について	運営規定では17時30分までサービス提供時間であるが、遅れてくる児童が17時45分までの療育を希望している。可能か。	運営規定の内容を守る。17時45分までサービスを提供するのであれば、運営規定を変更し、人員配置も満たす必要がある。	保護者が迎えに来るまで、サービス提供時間外に児童が事業所で待っていることは、児童の安全を考慮して可能とする。
16	児発管研修等の取扱について	基礎研修終了者がOJTとして個別支援計画の原案を作成する際に、人員配置基準に算入して保育士等と兼務していいか。	児発管の人員配置基準上必要な数を満たすために、配置する場合は保育士等の勤務時間に算入できない。 児発管の人員配置基準上必要な数を超過して、配置する場合は保育士等の勤務時間に算入できる。	
17	児発管研修等の取扱について	個別支援計画の作成者の名前は、OJT中の方でもよいか。	現児発管の名前で作成すること。	
18	サービス提供時間と基準人員について	保護者からの要望で、祝日のサービス提供時間の変更を考えている。 現行 児発:9時~12時 放デイ:14時~16時 変更案 児発:9時~12時放デイ:9時~16時 この変更案の場合、正職の児童指導員等を各1名、基準人員を各1名おこななければいけないか。	そもそも、定員10名に対して保育士又は児童指導員を2名(1名以上は常勤)を配置しなければならない。 多機能型(児発と放デイ)を同じ事業所で開所する場合、指導訓練室は分けるよう県に指定されている。 児発と放デイが別々の部屋なので、児童5名に対して保育士等が1名、部屋に配置されていけば良い。 変更案 児発:9時~12時放デイ:9時~16時となる場合は、それぞれのサービスごとに通所している児童に対して、必要な人員を配置すること。例:児発7名放デイ3名が通所している場合、児発には保育士2名、放デイには保育士1名の配置が必要。	